

COVID-19に関連する 会計上の検討事項（後半）

KPMG in Mexico



今回のニュースレターは前回のニュースレターに引き続き、メキシコ日系企業にとって2020年12月期の財務報告に影響を及ぼす可能性のある会計上の主要な論点について解説しています。以下に説明する個々の論点の重要性は、業種および企業によって異なると思いますが、今後の皆様の論点整理に少しでもお役に立てば幸いです。

なお、本ニュースレターは2020年12月期において検討することが望ましい論点をお伝えすることを目的としているため、個々の会計基準に関する解説は割愛させていただいている点ご留意願います。なお、個々の会計基準に関する解説については、今後のニュースレターにおいて個別に解説することを予定しています。取り急ぎ個々の会計基準についてご質問等ございます場合は、各担当まで直接ご連絡ください。また、本ニュースレターにおいて取り上げている論点は、メキシコ日系企業が主に採用しているメキシコ会計基準（NIF）・国際会計基準（IFRS）・米国会計基準（USGAAP）のいずれにも共通する論点ではありますが、各基準によって詳細な取り扱いが異なる点もありますので、実際の会計処理等を検討される際は、採用されている会計基準に照らして自社への影響を検討することが必要な点ご留意ください。

本ニュースレターで取り上げている論点は、以下のとおりとなります。

目次

- 7. 従業員給付
- 8. 保険による補填
- 9. リストラクチャリング引当金
- 10. 不利な契約に係る引当金
- 11. 継続企業
- 12. 後発事象
- 13. その他

（以下、前回ニュースレター掲載論点）

- 1. 固定資産の減損
- 2. 棚卸資産の評価
- 3. 営業債権に対する貸倒引当金
- 4. 繰延税金資産の回収可能性
- 5. 収益認識
- 6. リース（借手のケース）

7. 従業員給付

COVID-19による工場の操業停止や経済環境の著しい変化に対応するため、従業員の一部の一時帰休や解雇といった施策を実行されている企業も多いかと思えます。

従業員の一部の一時帰休や解雇に関する支払いに関する会計処理は、以下のとおりとなります。

- 一時帰休

一時帰休に関する支払いは、従業員の雇用の終了と交換に支払われるものではなく従業員の雇用の停止と交換に支払われるものであるため、下記に述べる解雇給付とは区別することが必要となります。当該一時帰休に関する支払いは、休業期間において認識することが考えられます。

- 解雇給付

雇用の終了の結果として、企業により給付が提供される場合は、企業は解雇給付に係る負債および費用を以下のいずれか早い方の日に認識することが求められます。

- ✓ 企業が、当該給付の申し出を撤回できなくなった時
- ✓ 企業が解雇給付の支払いを伴うリストラチャリングに係るコストを認識した時（「9. リストラチャリング引当金」参照）

なお、メキシコにおいては会社都合による解雇の場合、解雇手当（3ヵ月分の給与＋勤続年数×日給20日分）およびセニョリティ・プレミアム（日当賃金（最低賃金の2倍を上限）×勤続年数×12日分）を支払うことが必要になります。

- COVID-19の影響を受けて実施した一時帰休や解雇を行った場合、取引の性質に合わせた会計処理を行う必要があります。

8. 保険による補填

一部の企業は、COVID-19の感染拡大によって引き起こされた損失（例えば、業務不履行や運送遅延、キャンセルに対するペナルティを含む、事業中断または第三者からの請求）に対して適用される保険に入っているかもしれません。保険金の会計処理は、企業が保険事故に対して引当金を認識しているかどうかにより異なります。

- 補填

債務を決済するための保険金は、補填として会計処理され、回収がほぼ確実なときに認識されます。例えば、工場で火災事故が発生し、これによる被害を受けた近隣住民に対する損害賠償金の支払義務が生じたが、当該賠償金も含む災害損失については、加入していた火災保険によって保険金を受領する予定であったとしても損害賠償金義務に係る引当金の認識時点では必ずしも保険金を控除することはできず、保険金は、保険金支払通知書の受取りなど保険金を受領することがほぼ確実になった場合に認識することになります。

- 事業中断に対する補填

企業の事業中断（例えば、COVID-19による逸失利益）に対して、保険金による補償が適用されるかもしれません。これらの保険金を請求できるかどうかは、具体的な保険契約の条件、政府による措置、および適用される法律の解釈によって異なります。例えば、政府の命令によりすべての飲食店が閉鎖をよぎなくされた場合、飲食店は加入している保険契約に基づいて補填請求を行うことができるかもしれません。

逸失利益自体は、引当金を生じさせることはありません。したがって、事業中断に対する補償は、上述の補填とは異なり、企業は補償を受ける無条件の権利を有している場合、当該補償が受取可能となった時点で事業中断に対する補償を債権として認識することが考えられます。

- 保険契約の条件を確認し、必要に応じて弁護士を関与させた上で、COVID-19の感染拡大によって生じた損失に対し、保険契約に基づく請求が可能か検討することが望まれます。
- 保険が補填か事業中断に対する補償のいずれに該当するか検討することが必要となります。

9. リストラチャリング引当金

COVID-19の影響を受けて、特定の事業の縮小、あるいは撤退を検討されている企業もあるかと思われます。リストラチャリング引当金に関する会計上の留意点は、以下のとおりとなります。

- 認識

リストラチャリング引当金は、以下の条件の両方が満たされた場合にのみ認識します。

- ✓ リストラチャリングについて十分に詳細が示された正式な計画があること
- ✓ 企業が計画を実施するであろうという妥当な期待を、計画の影響を受ける人々に対し換気していること（すなわち、計画の実施を開始することまたは影響を受ける人々に主要な内容を公表することが必要となります）

例えば、ある企業がCOVID-19の影響で生産設備の閉鎖を決定したとします。企業がその計画を公表し、閉鎖する設備および閉鎖予定時期、人員削減を予定している従業員の概算人数を明示した場合において企業はリストラチャリング引当金を認識します。企業の取締役会によるリストラチャリング計画の承認だけでは、リストラチャリング引当金を認識する要件として十分ではない点に留意する必要があります。

なお、リストラチャリングの一環として解雇された従業員に対する解雇給付は、解雇給付の認識要件に従って認識されます（「7. 従業員給付」参照）。

- 測定

リストラクチャリング引当金には、リストラクチャリングから発生する直接の支出のみを含めます。例えば、リストラクチャリングに直接関連する従業員解雇給付やコンサルティング料、不利な契約に対する引当金、契約終了コスト、事業が停止してから最終的に処分されるまでに見込まれるコストが該当します。一方で、企業の継続活動に関連するコストは、リストラクチャリング引当金には含みません。例えば、従業員を維持または配置転換するためのコストや管理費またはマーケティングコストなどは、リストラクチャリング引当金の対象になりません。

- 減損

リストラクチャリング計画またはその計画の必要性が資産の減損の要因になるかどうかを評価し、必要に応じて個別に減損テストを実施する必要があります。

- COVID-19の影響を受けてリストラクチャリングを実施する場合、その認識のタイミングや引当金として認識する範囲に留意する必要があります。

10. 不利な契約に係る引当金

会計上、不利な契約を有している場合、当該契約による現在の義務を引当金として認識し、測定することが求められます。

不利な契約とは、契約による義務を履行するための不可避的なコストが、当該契約により受け取ると見込まれる経済的便益を上回る契約を言います。契約における不可避的なコストとは、契約から解放されるための最小の正味コストであり、それは契約履行のコストと契約不履行により発生する補償または違約金のいずれか低い方となります。

契約の開始時点において、契約の両当事者は、契約に基づき発生するコストと同等以上の便益を受けることを見込んでいるのが通常と考えられます。しかし、COVID-19の影響により、契約による義務を履行するための不可避的なコストの方が受け取ると見込まれる便益を上回り、不利な契約となる可能性があります。例えば、製造企業が固定価格で製品を販売する契約を有しているが、政府の要求により工場の稼働が停止されている場合に代替的手段として著しく高いコストで第三者から製品を調達しなければそれらを引き渡すことができなくなる場合、不利な契約に関する引当金は、契約を解約する違約金または契約を履行する正味コストの現在価値のいずれか低い方（すなわち、製品を調達するコストのうち受け取る対価を上回る金額）となります。

ただし、多くの契約（例えば、日常的な購買注文）は、相手に補償金を支払わずに解約することができることが多いと思われるので、そういった取引において不利な契約による現在の義務はないと考えられます。したがって、不可避的なコストを評価する際は、契約の解約条項や不可抗力条項を含め、契約条件を慎重に検討する必要があります。

また、不利な契約の引当金を認識する前に、企業は、契約に紐づいたすべての資産の減損テストを行う必要があります。

- 違約金を支払わなければ解約できないような契約を有している場合、当該契約が不利な契約に該当するか検討することが必要となります。

11. 継続企業

財務諸表は継続企業を前提として作成されます。したがって、財務諸表の作成に際して、企業は継続企業として存続する能力があるか、さらには、継続企業の前提が適切であるかを検討することが求められています。そして、継続企業の前提が適切でないと判断した場合、または継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を認識している場合には、それを開示しなければなりません。継続企業の前提が適切かどうかを評価するにあたり、少なくとも報告期間の末日以降将来12ヵ月までに關する入手可能なすべての情報を考慮に入れることが必要となります。

- COVID-19 の影響が企業の活動にすでに及ぼしている影響および今後及ぼすと見込まれる影響を織り込んだ上で継続企業の前提が適切かに関する評価を行うことが必要となります。

12. 後発事象

後発事象とは、報告期間の末日から財務諸表の発行承認日との間に発生する事象で、企業にとって有利な事象と不利な事象の双方を言います。後発事象は、財務諸表に反映すべき後発事象（修正後発事象）と財務諸表に反映せずに追加的な開示を行う後発事象（開示後発事象）に区別されます。したがって、後発事象が修正後発事象と開示後発事象のいずれに該当するかという点が重要な論点となります。

COVID-19の影響がいつ収束するか未だ不透明な状況であり、2020年度が終了する時点においても現状と同様の状況が継続している可能性はありえますし、あるいは更なる影響が発生することも十分に考えられます。

メキシコにおけるCOVID-19の影響は2020年以降に生じていることから2019年度の決算においては後発事象の区別は大きな問題とならなかったケースが多いかと思いますが、2020年度においては慎重に検討することが必要になる可能性があります。

- 2020 年度の決算において後発事象がある場合、その事象が修正後発事象か開示後発事象のいずれに該当するか検討することが必要となります。

13. その他

(1) 補助金

現状メキシコにおいて、日系企業にとって有益な連邦政府または州政府による企業支援策がほとんどないのが現状ですが、今後利用し得る企業支援策が実施された場合、当該企業支援策をどのように会計処理すべきか検討することが必要となります。政府等による企業支援策（政府援助）の会計処理は、政府援助の性質と種類によって大きく異なる点に留意する必要があります（例えば、補助金、融資、税制優遇または保証など）。従い、利用する政府援助の内容を分析した上で、適用される具体的な会計処理を検討することが必要となります。

(2) COVID-19関連費用のP/L表示

企業は、P/Lにおいて費用を機能別（例：売上原価、販売費、一般管理費など）または性質別（例：原材料費、人件費、減価償却費など）に分類した上で表示することが求められ、選択した分類方法は一般的に毎期継続して適用することが求め

られます（日系企業は、一般的に機能別分類を採用されている企業が多いと思われます）。また仮に費用が異常な項目または例外的な項目であったとしても、正常なまたは例外的でない費用の機能、性質と変わることはありません。したがって、異常な項目または例外的な費用であったとしても正常なまたは例外的でない費用と同様の方法で機能別または性質別に分類することが求められます。したがって、これまでに前例のないCOVID-19に関連する費用であったとしてもCOVID-19に関連しない費用と同様の方法で機能別または性質別に分類する必要があると考えられます。すなわち、COVID-19の影響を受けた休業中の従業員に対する給料や生産停止時の工場設備の減価償却費等も従前と同様の方法でP/L表示する必要があると考えられます。

一方で、日本の親会社へのレポートパッケージを送付する際は、親会社の会計方針にしたがってCOVID-19に関連する費用のP/L表示を決定する必要があると思われるので、親会社の方針を確認したうえでレポートパッケージを作成することが望まれます。

(3) 株式の評価

企業によっては、メキシコあるいはその他中南米のグループ会社の株式を保有しているケースもあるかもしれません。そのように他の会社の持分を保有している場合でCOVID-19の影響により保有先の経営状態が悪化しているような状況においては、保有株式の減損処理が必要となる場合も想定されます。したがって、他の会社の持分を保有されている場合は、保有先の経営状態等に問題がないか検討し、自社への影響を検討することが望まれます。

(4) 財務制限条項への抵触

金融機関からの借入に関して財務制限条項が付されており、COVID-19の影響により財務制限条項に抵触してしまうケースも想定されます。このようにCOVID-19の影響により経済環境が悪化している状況下において財務制限条項付きの融資を受けている企業は、自社において財務制限条項に抵触していないかを確認し、もし財務制限条項への抵触がある場合は、それが自社の財務報告にどのような影響を与えるか検討することが望まれます。例えば、財務制限条項に抵触することにより、貸手である金融機関が1年以内に返済することを求める権利を有している場合、当該借入金を流動負債に分類する必要があるか検討することが必要となります。

(5) セール・アンド・セールバック取引

セール・アンド・リースバック取引とは、所有する物件を貸手に売却し、貸手から当該物件のリースを受ける取引を言います。所有する物件の使用を続けながら売却代金を得ることができることから資金調達的手段として利用されます。一方で、セール・アンド・リースバック取引は、会計上、その取引の性質に応じて売却取引か金融取引のいずれかに分類され、それに従って会計処理が変わってくることから、当該取引を実施する際は取引の性質に応じた会計処理を行う必要があります。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。